

## 緊急避難場所等としての施設利用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と近畿大学附属広島高等学校・中学校福山校（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、地域住民の安全確保のための緊急避難場所及び避難所（以下「緊急避難場所等」という。）としての施設利用に関する協定を次のとおり締結する。

### （目的）

第1条 この協定書は、乙の管理する施設の一部を、甲が緊急避難場所等として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### （緊急避難場所等として利用できる施設）

第2条 甲が、利用できる施設は次のとおりとする。

#### （1）緊急避難場所として利用できる施設

体育館、グラウンド

#### （2）避難所として利用できる施設

体育館

2 甲が、前項以外の施設を利用する必要がある場合には、文書により乙に協議し、乙の同意を得て利用するものとする。

### （開設の通知）

第3条 甲は、前条に基づき緊急避難場所等を開設する際は、事前に乙に対しその旨を、文書により通知するものとする。

2 甲は、緊急避難場所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、口頭により乙の了解を得て、緊急避難場所等を開設できるものとする。ただし、甲の保有する公共施設等を優先的に開設することとする。

### （緊急避難場所等の管理）

第4条 緊急避難場所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

### （費用負担）

第5条 甲は、緊急避難場所等の管理運営に関する経費を負担するものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により施設が滅失し、又はき損したときは、甲はその損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は乙の管理する設備器具等を滅失、又はき損したときも、同様とする。

(災害時に備えて貸与する鍵の管理)

第6条 乙は、災害時に備えて緊急避難場所等開設に最低限必要となる鍵を甲に貸与するものとする。

2 甲は、乙から貸与された鍵の管理責任者を定め、乙に文書により通知しなければならない。

3 甲は、乙から貸与された鍵を責任を持って保管し、複製は行わないものとする。鍵を紛失した場合には、遅滞なく乙に届けるとともに、甲の負担で新しい鍵に取り替えるものとする。

4 甲は、管理責任者に変更があった場合には、速やかに乙に文書により通知するものとする。

(緊急避難場所等解消への努力)

第7条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急避難場所等の早期解消に努めるものとする。

2 甲は、乙からの当該緊急避難場所等の解消に係る要請があった場合、当該緊急避難場所等を解消しなければならない。

(緊急避難場所等利用の終了)

第8条 甲は、乙の管理する施設について、緊急避難場所等としての利用を終了する際は、その旨を乙に通知するとともに、利用した施設を原状に回復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(緊急避難場所等の変更の報告)

第9条 乙は、緊急避難場所等として利用する施設の廃止、又は避難スペースの増減等を伴うような変更がある場合には、事前に甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙から解約の申し出がない場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

2024年（令和6年）8月1日

甲 福山市東桜町3番5号  
福山市  
福山市長 枝広 直幹 印

乙 福山市佐波町389番地  
近畿大学附属広島高等学校・中学校福山校  
校長 藤井 寿久 印